

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (平成30年)

棄却理由	事実の取調べの有無等	棄却人員	事実の取調べあり			事実の取調べなし	
			総数	証人調べをしたもの	本人調べをしたもの		その他
総数		100	7	2	-	5	93
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1)主張自体当	6	-	-	-	-	6
	(2)明白性、新規性なし	31	2	-	-	2	29
	(3)明白性なし	27	5	2	-	3	22
	(4)新規性なし	13	-	-	-	-	13
刑訴法435条1~4号、7号の理由なしとされたもの	(5)主張自体当	7	-	-	-	-	7
	(6)確定裁判のないもの	26	-	-	-	-	26
(7)再審理由の主張のないもの		5	-	-	-	-	5

(注) 1 実人員である。

2 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

3 事実の取調べが複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

4 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性かつ新規性がないとされたものは(2)に計上した。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和元年)

棄却理由	事実の取調べの有無等	棄却人員	事実の取調べあり			事実の取調べなし	
			総数	証人調べをしたもの	本人調べをしたもの		その他
総数		90	2	-	-	2	88
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1)主張自体当	6	-	-	-	-	6
	(2)明白性、新規性なし	40	-	-	-	-	40
	(3)明白性なし	25	2	-	-	2	23
	(4)新規性なし	10	-	-	-	-	10
刑訴法435条1~4号、7号の理由なしとされたもの	(5)主張自体当	2	-	-	-	-	2
	(6)確定裁判のないもの	19	-	-	-	-	19
(7)再審理由の主張のないもの		-	-	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

3 事実の取調べが複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

4 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性かつ新規性がないとされたものは(2)に計上した。

本人側からの再審請求が刑訴法435条に当たらないことのみを理由として棄却されたものの棄却理由別事実の取調べ状況

(高・地・簡裁総数) (令和2年)

棄却理由	事実の取調べの有無等	棄却人員	事実の取調べあり				事実の取調べなし
			総数	証人調べをしたもの	本人調べをしたもの	その他	
総数		87	5	1	-	4	82
刑訴法435条6号の理由なしとされたもの	(1)主張自体当	8	-	-	-	-	8
	(2)明白性、新規性なし	35	1	1	-	-	34
	(3)明白性なし	23	4	-	-	4	19
	(4)新規性なし	1	-	-	-	-	1
刑訴法435条1~4号、7号の理由なしとされたもの	(5)主張自体当	3	1	1	-	-	2
	(6)確定裁判のないもの	23	-	-	-	-	23
(7)再審理由の主張のないもの		10	-	-	-	-	10

(注) 1 実人員である。

2 高裁の人員には、即時抗告又は異議申立てにより係属した人員は含まない。

3 事実の取調べが複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

4 棄却理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。ただし、明白性かつ新規性がないとされたものは(2)に計上した。